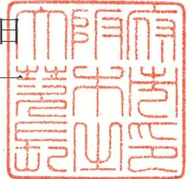


茨木市公告第 21 号

茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザル公告について

茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザルについて、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 7 年 7 月 7 日
茨木市長 福岡 洋一



プロポーザルの概要

1 業務の概要

(1) 業務名

茨木市人流データ分析ツール導入業務

(2) 業務の目的

GPS を利用した位置情報を活用したツールを導入することによる企画立案業務における高度化を図る。

(3) 業務内容

「茨木市人流データ分析ツール導入業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(人流データ分析ツールの使用期間は 6 か月とする。)

2 当該業務の予算額等

金 1, 3 2 0, 0 0 0 円 (税込)

提案額 (参考見積額) が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積 (本見積) の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 実施要項の「11 候補者の決定」に基づき候補者となった者のみ、本市の物品等入札参加資格審査申請書類、その他必要書類を提出すること。ただ

し、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿にすでに登載されている者については、この限りではない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。

(5) 過去に、本業務と同種の業務（地方公共団体に対する人流データ分析ツールの導入に係る業務（再委託を受けた場合を含む））で履行実績があること。

5 プロポーザル実施要項について

「茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザル実施要項」のとおり

6 日程

質問期限	令和7年7月14日（月）まで
質問に対する回答	令和7年7月17日（木）
参加申込期間	令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）まで
参加資格審査結果通知	令和7年7月23日（水）
企画提案書提出期間	令和7年7月23日（水）から令和7年8月1日（金）まで
辞退届提出期間	令和7年7月7日（月）から令和7年8月1日（金）まで
審査	令和7年8月7日（木）（予定）
審査結果通知	令和7年8月13日（水）（予定）
契約締結	令和7年9月中（予定）

7 担当部署

茨木市企画財政部デジタル戦略課

担当者：林、和泉

T E L：072-620-1607（直通）

E-mail：digitalsenryaku@city.ibaraki.lg.jp